

6月号  
No. 100

発行日 昭和44年6月10日  
発行 三重県度会町  
編集総務課

# 広報わたらい

## 広報板

### □日脳予防接種のお知らせ

#### ◆第1回（初回免疫者1回目と追回免疫者）

月 日	時 間	場 所	対 象
6月10日	1.30～2.00	大野木公民館	葛原、大野木
〃	2.30～3.30	母子健康センター	棚橋、牧戸
6月16日	1.30～2.30	上久具寺	下久具～茶屋庄
〃	2.50～3.30	大久保寺	平生～鮎川
6月17日	2.30～3.30	小川郷小	小中学生
6月18日	1.30～2.30	棚橋保育所	園児
〃	3.30～4.00	〃	園児、川口～駒ヶ野
6月19日	1.30～3.00	内城田小	小学生

#### ◆第2回（初回免疫者2回目）

6月14日	10.00～10.30	長原保育所	園児、長原
〃	11.00～11.30	立花クラブ	立花
6月16日	10.00～10.30	注連指農協	注連指
〃	11.00～11.30	田口クラブ	田口
6月17日	1.30～2.00	一之瀬中講堂	小萩～川上
6月18日	2.30～3.30	棚橋保育所	葛原～牧戸
6月23日	2.00～2.30	上久具寺	下久具～茶屋庄
〃	2.50～3.20	大久保寺	平生～鮎川
6月26日	1.30～2.30	小川郷小	川口～駒ヶ野

5月30日から始めました日脳予防接種は、みんなの申込みにより実施いたしておりますが、指定の場所で受けられない人は、上記の場所であれば、どこでもけつこうです。また、申込みをしていない人でも会場で申込んでいただければ接種できます。（料金などは広報わたらい5月号でお知らせしましたが、就学前の乳幼児と55才～64才の人は、無料にいたしますからご了承ください）



### 夏をつげるアユ解禁

夏の幕あけを告げる宮川のアユ漁が解禁されました。

ことは、暖冬で天然アユのフ化が好調のうえ、遅くもますますですが、宮川本流でも上流のダムや砂利採取の影響で育ちはやや悪く、漁獲は多いが小ものが目立っています。

それでもアユ漁の味は格別で、宮川本流や一之瀬川では友釣りやひっかけ、それにコダカ網などを使って銀鱗を追う夏の風物詩があちこちで繰り広げられています。

なお宮川（支流も含む）でのアユ漁は宮川漁業協同組合の会員（正組合員年千円、準組合費年四百円）となるか、そのつど入川料（1日、二百円）を払ってくださいと同組合ではいっています。

コダカ網を使っての初アユとり（棚橋地内の宮川で

6月1日午前0時すぎ写す）

Aコース（昭和44年10月採用）	30名	Bコース（昭和45年4月採用）	70名
試験期日	8月8日	試験期日	8月8日
受験資格	採用のとき19才以上26才未満の男子（高卒者は18才以上）	受験資格	採用のとき19才以上26才未満の男子（母子健康センター）
願書受付	6月6日～7月26日	願書受付	6月6日～7月26日
お問い合わせは最寄りの警察官駐在所か三重県警察本部警務課または三重県人事委員会へ。	お問い合わせは最寄りの警察官駐在所か三重県警察本部警務課または三重県人事委員会へ。	お問い合わせは最寄りの警察官駐在所か三重県警察本部警務課または三重県人事委員会へ。	お問い合わせは最寄りの警察官駐在所か三重県警察本部警務課または三重県人事委員会へ。
試験日は7月27日	試験日は7月3日まで	試験日は7月27日	試験日は7月3日まで
三重県上級職員採用試験	三重県上級職員採用試験	三重県上級職員採用試験	三重県上級職員採用試験
願書受付けは7月3日まで	願書受付けは7月3日まで	願書受付けは7月3日まで	願書受付けは7月3日まで
14日	14日	14日	14日
藤越林道開通式（田中知事来町）	藤越林道開通式（田中知事来町）	藤越林道開通式（田中知事来町）	藤越林道開通式（田中知事来町）
6月期選挙人名簿登載（抹消）者懇親会	6月期選挙人名簿登載（抹消）者懇親会	6月期選挙人名簿登載（抹消）者懇親会	6月期選挙人名簿登載（抹消）者懇親会
11日	11日	11日	11日
全員協議会、妊娠婦検診（母子健康センター）	全員協議会、妊娠婦検診（母子健康センター）	全員協議会、妊娠婦検診（母子健康センター）	全員協議会、妊娠婦検診（母子健康センター）
トボール大会（之瀬川）	トボール大会（之瀬川）	トボール大会（之瀬川）	トボール大会（之瀬川）
13日	13日	13日	13日
乳幼児検診（母子健康センター）	乳幼児検診（母子健康センター）	乳幼児検診（母子健康センター）	乳幼児検診（母子健康センター）
14日	14日	14日	14日
15日	15日	15日	15日
父の日	父の日	父の日	父の日
18日	18日	18日	18日
妊産婦検診（母子健康センター）	妊産婦検診（母子健康センター）	妊産婦検診（母子健康センター）	妊産婦検診（母子健康センター）
20日	20日	20日	20日
乳幼児検診（第一連絡所）	離乳食栄養講習会（内城田中）	離乳食栄養講習会（内城田中）	離乳食栄養講習会（内城田中）
21日	21日	21日	21日
夏至	夏至	夏至	夏至
22日	22日	22日	22日
貿易記念日、中川家	乳幼児検診（中之郷）	乳幼児検診（中之郷）	乳幼児検診（中之郷）
23日	23日	23日	23日
結核検診（学童）	結核検診（学童）	結核検診（学童）	結核検診（学童）
24日	24日	24日	24日
郡中学校教師剣道講習会（内城田中）	郡中学校教師剣道講習会（内城田中）	郡中学校教師剣道講習会（内城田中）	郡中学校教師剣道講習会（内城田中）
25日	25日	25日	25日
教員研修会（内城田中）	教員研修会（内城田中）	教員研修会（内城田中）	教員研修会（内城田中）
26日	26日	26日	26日
離乳食栄養講習会（内城田中）	離乳食栄養講習会（内城田中）	離乳食栄養講習会（内城田中）	離乳食栄養講習会（内城田中）
27日	27日	27日	27日
乳幼児検診（中之郷）	乳幼児検診（中之郷）	乳幼児検診（中之郷）	乳幼児検診（中之郷）
28日	28日	28日	28日
庭教育学級（中川中）	保育所（川南線林道浦保育所）	保育所（川南線林道浦保育所）	保育所（川南線林道浦保育所）
30日	30日	30日	30日
納期	国保税（第一期分）	国保税（第一期分）	国保税（第一期分）

### 三重県警察官募集

### 6月のことよみ

（つづつおくと便利です）

1日 気象記念日、電波の

4日 歯の衛生週間

7日 計量記念日

10日 時の記念日、町議会

11日 入梅、町中学校ソフト

12日 トボール大会（之瀬川）

13日 乳幼児検診（母子健

康センター）

14日 中知事来町、6月期選挙

15日 人名簿登載（抹消）者懇親会

16日 勝利日、町中学校バレーボール大会（中川中）

17日 県交通事故巡回相談

18日 妊産婦検診（母子健康センター）

19日 県交通事故巡回相談

20日 伊勢市役所

21日 救らいの日、妊娠婦

22日 検診（母子健康センター）

23日 救らいの日、妊娠婦

24日 検診（母子健康センター）

25日 救らいの日、妊娠婦

26日 検診（母子健康センター）

27日 救らいの日、妊娠婦

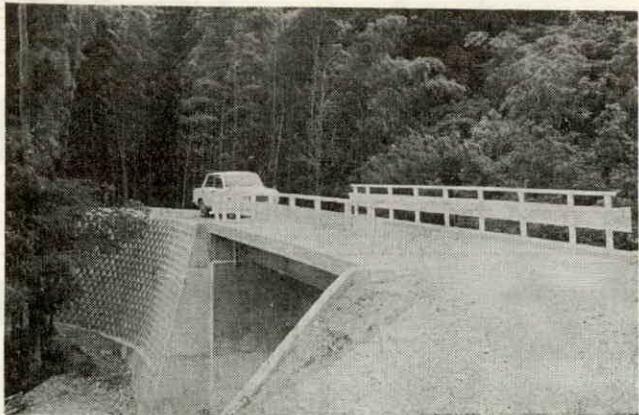
28日 検診（母子健康センター）

29日 救らいの日、妊娠婦

30日 検診（母子健康センター）

# 浦の上橋（川南線）が完成

## コンクリート、鋼材合成の永久橋



宮川右岸を縦貫する川南線道路（町道と一部部分林道）の茶屋広、当津間を結ぶ浦の上橋がこのほどコンクリート製の永久橋に掛け替えられました。

昭和四十一年五月老朽のため崩壊、その後学童通学用として仮橋が掛けられていましたが、四十三年度の国庫補助対象事業としても工事このほど完成したものです。

麻加江から下久貝に至る川南線道路の中間にあるこの浦の上橋は、一般道としてはもちろん、産業用としてもその価値は大きく、また、これまで当津林道に迂回していたのに比べ時間もぐっと短縮されます。

完成した浦の上橋は、H型工法といわれる鋼材の上にコンクリートを仕組んだ合成桁橋で、長さ十四㍍、幅三・六㍍。

工費は、両端の取付け道路の拡幅工事を含めて八百六十四万円。森組（伊勢市円座町）の請負工事で完成。

（写真は完成した浦の上橋）

## 梅雨どきの交通安全

◆ 雨の日は二倍の車間距離をゆどきの交通事故を防ぎます。

◆ 路肩に寄りすぎないよ

◆ 梅雨どきの交通安全

◆ 雨の日は二倍の車間距離をゆどきはじめは、タイヤと路面の間に膜ができ、非常にすべりやすくなり、スリップによる事故がふえます。

◆ 路肩に寄りすぎないよ

◆ 路肩が柔かく、くずれやすくなっているため道路の端に寄りすぎることは大変危険です。

◆ 車の点検と整備

◆ ワイパーの整備、タイヤの

◆ つゆどきは雨天が多く、道路環境が極端に悪くなり、大きな事故が起りがちです。

◆ 二輪車の横転に注意

◆ つぎのことについて、つゆどきの交通事故を防ぎます。

◆ 雨が降りはじめたらスピードは控え目にして、普段より二倍以上の車間距離をとりましょ。

◆ ドロはね運転に注意

◆ 雨の日に車からドロをはねられる

◆ がけくすれに注意

◆ 山間部ではがけくすれが起ります。

◆ 請求できない遺族

### 請求できない遺族

① 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した人。

② 戰没者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外のもの養子となっている人。

③ 戰没者の死亡の日以後、遺族以外のものと婚姻（改正婚）し、当該婚姻の解消もしくは、取消をしていない人。

→

## 水難から子どもを守ろう



原因別では海河川への転落が大部分で、ちょっとのすきが大事をひき起しています。かわいい子を水難から守るため、みんなで十分見守ってやり、水の恐ろしさを教え、水の事故を防ぎましょう。

原因別では海河川への転落が大部分で、ちょっとのすきが大事をひき起しています。かわいい子を水難から守るため、みんなで十分見守ってやり、水の恐ろしさを教え、水の事故を防ぎましょう。

水に親しむ季節となりましたが、早くも県下で水の犠牲者が出ています。宮川のアユも解禁され、川での魚取りや水遊びは楽しいのですが、この楽しい川遊びも、ちょっとした油断から事故を招きます。昨年中に三重県で発生した二十才未満の少年の水死事故は四十名で、その八割が幼児や小学生です。

原因別では海河川への転落が大部分で、ちょっとのすきが大事をひき起しています。かわいい子を水難から守るため、みんなで十分見守ってやり、水の恐ろしさを教え、水の事故を防ぎましょう。

### 戦没者遺族の特別弔慰金

6月30日までに請求

戦没者の遺族に對して支給される特別弔慰金（三万円の国債）の請求手続きは、本年六月三十日までにしないと時効になります。

次のような方でまだ請求されていない方は、至急町住民課で請求手続きをしてください。

請求できる遺族

昭和十六年十二月八日以後に死亡された軍人、軍属などの遺族で、遺族援護法による用慰金を受けた方が、昭和四十一年四月一日までに死亡または再婚したことにより失権している遺族で、昭和四十年四月一日に恩給法による公務扶助料、遺族援護法による遺族年金等の受給権者がいない場合で、その戦没者と生計関係にあった父兄、孫、祖父母、兄弟、姉妹までの方が請求できます。

請求できる遺族

昭和十六年十二月八日以後に死亡された軍人、軍属などの遺族で、遺族援護法による遺族年金等の受給権者がいない場合で、その戦没者と生計関係にあった父兄、孫、祖父母、兄弟、姉妹までの方が請求できます。

請求できる遺族

昭和十六年十二月八日以後に死亡された軍人、軍属などの遺族で、遺族援護法による遺族年金等の受給権者がいない場合で、その戦没者と生計関係にあった父兄、孫、祖父母、兄弟、姉妹までの方が請求できます。

このたび公職選挙法の一部が改正され選挙人名簿の登録はこれまでの申出制と違つて住民基本台帳に基づいて職権で登録されることになります。

したがつて、これまで度会町の選挙人名簿に登録されている人でも住民基本台帳に記録されていない人は、選挙人名簿から除外されることになります。

二十日現在で行な登録実施は七月二十一日現在で行なわれます。

## この日に生れた人いませんか

大正8年10月29日



【カーブミラー】

町内の交通危険箇所にカーブミラーとガードレールを取付けました。

【ガードレール】

注連指 立花 茶屋広

工費 十三万円

総延長 七十七メートル

工費 二十三万四千円。



(写真) 上は、川上地内に設けられたカーブミラー、下は、茶屋広地内のガードレール。

皆さんの両親、親類、近所に、大正八年十月二十九日に誕生された方はおられませんか。

この日はILO(国際労働機関)の発足日です。

この方達の中から一名を抽せんで選び配偶者とご一緒にILO五十周年記念祝賀使節として労働大臣メッセージを

携行して十月下旬に日航機で行なっていただることにしております。

応募者は官製ハガキに①氏名②住所③生年月日④職業⑤性別⑥配偶者の有無を記入し

て六月三十日(当日消印有効)までに三重県庁労政課あて申込ください。

## 住民基本台帳にのっていない人の選挙人名簿に登載されません

このたび公職選挙法の一部が改正され選挙人名簿の登録はこれまでの申出制と違つて住民基本台帳に基づいて職権で登録されることになります。

したがつて、これまで度会町の選挙人名簿に登録されている方は、住民課で転出証明書の交付を受け、現住地の市町村へ転出の手続きをして下さい。

住民実態調査に協力を

度会町では、これと関連して住民基本台帳の完備をはかりたいに住民の実態調査を行なっています。調査は、町職員が各世帯にお伺いして現住されている人の名前や生年月日などを聞き取ります。

世帯の中で、転入されてきた人や、転出された人があれば、その際、くわしくお申出いただきますようご協力をお願いします。

稻作や茶など、これから農薬を使う機会が増えてきますが、農薬に対する正しい知識と正しい使用、それに完全な管理に、十分気を配りましょう。

①身体の悪い人は作業に従事しない。

②帽子、マスク、手袋など服装を完全にする。

③作業は、朝夕の涼しい時間を使い、一人で二、三時以内にとどめる。

④一人で連日間、続けて従事しない。

⑤作業後は手足、全身を石けんでよく洗い衣服は毎日取替える。

⑥作業のあと、酒を飲んだり夜ふかしならない。

⑦目まいや頭痛がするときは医師の診断を受ける。

⑧中毒した人は少くとも一週間以上は作業を休むこと。

## 農薬事故を防ごう

5月15日～6月14日

農薬危害防止運動(五月十五日から六月十四日まで)が行なわれています。

農薬は、農業生産に欠くことのできないものである反面

農薬を使つて、表示のない他の農薬を散布地域へも子供たちを近づかせないよう、また附近の河川で遊泳しないよう注意しましよう。

農薬散布地域で遊ばないように

特定毒物の農薬を散布したときは赤い旗の表示がされますが、表示のない他の農

薬散布地域へも子供たちを近づかせないよう、また附近の河川で遊泳しないよう注意しましよう。

農薬の保管がルーズなためや、使用後の空容器の処置が適切でないためにおこる事故が多く発生しています。

農薬の保管、使用後の空容器の処置は完全にいたしました。

農薬の保管がルーズなためや、使用後の空容器の処置が適切でないためにおこる事故が多く発生しています。

農薬の保管、使用後の空容器の処置は完全にいたしました。

## 旧軍人の加算恩給請求

9月30日までに

旧軍人の加算恩給請求は、軍人実務加算(戦地一ヶ月につき三ヶ月以内、事変地警備は一ヶ月につき二ヶ月)を合せて十二年になる人に

本人の請求によって恩給が支給されます。

まだ手書きをされていない人は、本年九月三十日で時効になりますので今すぐ手続きをしてください。

また、前述と同条件を有する人で昭和三十六年加算恩給復活後、恩給請求することなく死亡した該当者の遺族(妻子、父母、祖父母の順)には普通扶助料が支給されることになっていますが、請求期限が昨年九月三十日で終つておりますので、これらの方は一応連絡をしてください。

特に軍歴申立書はくわしく記載し、軍歴の裏付けとなる軍隊手帳、戦時名簿等を保管している人はこれらの物証も合わせて提出してください。

恩給請求書の提出先およびお問合せは、津市広明町三重県民生部厚生課(電話津(6)1111内線309)。扶助料の請求は町住民課です。

## 国民年金教室

## 加入者の住所変更

## 転入地で必ず届け手帳も忘れずに

住民基本台帳制度が実施され、住民の異動の届出が一本化されました。国民年金でも加入者の住所変更などの届出が住民基本台帳の規定により処理されることになりました。

そこで住所変更などの届出について述べてみましょう。

## 【他の市町村へ転出する時】

住民基本台帳では他市町村へ転出する場合、転出証明書の交付を受ければ、そのとき元の市町村の住民ではなくなります。

【転入の場合】他市町村から本町へ転入される場合、転入届け提出すれば、その市町村へ「転入した旨」の通知がなされてはじめてそ

の市町村の被保険者となります。

同時に国民年金から他の年金制度に加入される場合も国民年金手帳を提出のうえ、住所変更届と資格喪失届をしてく

ださい。

しかし、なかには世間体を

気にしてせつかく権利があ

ながら請求をしていない人が

かなりあるのではないかと思

われます。

また、住所を異動されると

同時に国民年金から他の年

金制度に加入される場合も國

民年金手帳を提出のうえ、住

所変更届と資格喪失届をして

ください。

くわしいことは、市町村役

場国民年金係でお聞きください。

度会町では、国民年金手帳

を町で保管していますので、

転出証明書の交付と同時に國

民年金手帳もお渡しします

から、転出先の市町村へ転入

届をされるとき国民年金手帳

を添えて届をしてください。

また、住所を異動されると

同時に国民年金から他の年

金制度に加入される場合も國

民年金手帳を提出のうえ、住

所変更届と資格喪失届をして

ください。

度会町では、国民年金手帳

を町で保管していますので、

転出証明書の交付と同時に國

民年金手帳もお渡しします

から、転出先の市町村へ転入

届をされるとき国民年金手帳

を添えて届をしてください。

また、住所を異動されると

同時に国民年金から他の年

金制度に加入される場合も國

民年金手帳を提出のうえ、住

所変更届と資格喪失届をして

ください。

障害年金が受けられる障害の程度は次ページ一覧表のとおりです。

(注) 障害福祉年金(無拠出制)は一級のみが該当

障害年金が受けられる障害の程度は次ページ一覧表のとおりです。



たばこは町内で  
買いましょう

みんなが町内でお買上

げいただく「たばこ」から

年間五百万円余がたばこ消

費税として町の収入になつ

ています。

たばこはぜひ町内でお求

めください。

なお、町ではサービスマ

チ二万個をつくり、とり

あえず一部を町内のたばこ

小売店に配付しました。

せいぜい、ご利用ください。



たばこはぜひ町内でお求

めください。

なお、町ではサービスマ

チ二万個をつくり、とり

あえず一部を町内のたばこ

小売店に配付しました。

せいぜい、ご利用ください。

一日一円で

交通事故に備えよう

三重県では、この痛ましい

交通事故にあつた人の生活の

窮状を、少しでも救おうと、

今年一月から、「交通事故共済事業」を始めました。

この制度は、一日一円(年額

三六〇円)とい

うわずかな掛金

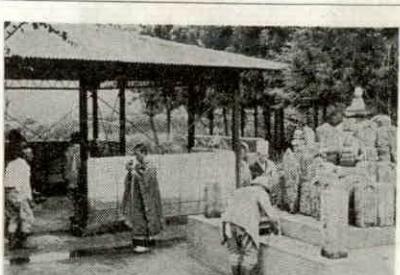
で万一に備える

ものです。

◎掛金(年額)

一般

三六〇円



老人クラブ会員の労力奉仕で、牧戸区の墓地に鉄骨製ス

レートぶきの立派な焼香場が

完成しました。

牧戸老人会「福寿会(会

長清水菊三、会員六十名)」で

は、春の彼岸に寄った際、祖

先崇拜を後々まで受けついで

もらいうため、まず自分たちが

範を示そうと墓地整備の話し

が持ちあがり、費用は区で援

助してもらうことにして、四

月下旬から一人十日余りの労

力奉仕で工事にとりかかり、

五月十一日にやっと完成、落

慶式を行ないました。

また、墓地に放置されたま

まの無縁仏を整備して無縁塚

に安置しました。

## 障害程度一覧表

①は1級障害  
②は2級障害

◆外部障害		◆内部障害	
障害名	障害の程度	障害名	障害の程度
目	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・全盲の人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・片眼全盲と片眼が0.04以下である人</li> </ul> </li> <li>②・一眼全盲で一眼0.04~0.08の人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼0.04の人</li> </ul> </li> </ul>	精神	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・日常生活において目の離せない状態の人で生命保持のために、誰かがついていなければならぬような人</li> <li>②・日常生活において著しい制限をされるか制限しなければならぬなく、適当な介護が必要な人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・てんかんにあっては、再々発作や性格変化がある人</li> </ul> </li> </ul>
耳	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・補聴器などを使っても全く効果のない全ろうの人(90デシベル以上)</li> <li>②・耳もとで大声がかすかにわかる程度で補聴器使用の効果が少ない人(80デシベル以上)</li> </ul>	結核 呼吸器疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・結核で入院または自宅で療養中の重症者で安静度1度2度の人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核でないが、呼吸器に障害がある人で、絶対安静または終日横になっていなければならない人</li> </ul> </li> <li>②・医師から安静度3度4度を指示されている人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として横になっていなければならない人</li> </ul> </li> </ul>
平衡	<ul style="list-style-type: none"> <li>②・身体の外観に異常はないが、直線10メートルが歩けず、転倒したり、よろよいたりする人</li> </ul>	心機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・狭心症、大動脈狭窄症、冠動脈硬化症その他の傷病によって身のまわりのことは、からうじてできるか、安静時でも狭心症状がおこり安静にしていないと訴えが増す人</li> <li>②・家庭内の極めて温和な活動は何んでもないが、それ以上のことは他人の介護がなくては日常生活ができない人</li> </ul>
咀しゃく	<ul style="list-style-type: none"> <li>②・流動食以外は摂取できない人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事などをするのに器物などを用いて防がねばならない人</li> </ul> </li> </ul>	腎臓疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・腎性全身浮腫が1カ月以上存続し、絶対安静で他人の介護が必要な人(安静度1度2度)</li> <li>②・安静度3度4度の必要のある人で主として横になっていなければならない人</li> </ul>
言語	<ul style="list-style-type: none"> <li>②・言葉を発することができず、身ぶり、筆談等でなければ意志を伝えられない人</li> </ul>	肝臓疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・肝臓傷病により高度の腹水が存続したり意識障害発作をくり返す人、胆道疾患で発熱する人など、絶対安静で他人の介護が必要な人(安静度1度2度)</li> <li>②・安静度3度4度の必要のある人で、主として横になっていなければならない人</li> </ul>
上肢 (手)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・両手の指を全部欠いている人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・かぶりシャツを着たり脱いだりできない人</li> <li>・日常生活が他人の介護を要する人</li> </ul> </li> <li>②・両手のおや指、ひとさし指、または中指を欠いているかあっても著しい障害のある人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・片手の全ての指を欠いているか、あっても著しい障害のある人</li> </ul> </li> </ul>	血液疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・慢性白血症、再生不良性、貧血症などの傷病により立ちおくれ、息切れ、動悸などがひどく、絶対安静で、他人の介護が必要な人(安静度1度2度)</li> <li>②・安静度3度4度の必要のある人で、主として横になっていなければならない人</li> </ul>
下肢 (足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・両方の足の足首以上で欠いている人または義足杖などを使用しないでは日常生活ができない人</li> <li>②・両足の全ての指を欠く人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・片方の足首以上を欠いている人</li> <li>・片方の足の機能に著しい障害のある人</li> </ul> </li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・その他身体の機能の障害で、長期にわたる安静を必要とする障害で日常生活を自分でできない重い障害の人</li> <li>②・その他身体の機能の障害で安静度3度4度の必要な人で主として横になっていなければならない人</li> </ul>
体幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・座っていることができない程度または立上ることができない程度の障害のある人</li> <li>②・松葉杖その他の補装具の助けをかりれば、ある程度歩くことができる人</li> </ul>	総合	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・2級に該当する機能障害が二つある人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・2級の病状と2級の機能障害が重複するときで日常生活を自分でできない重い障害の人</li> </ul> </li> <li>②・機能障害と病状が重複するときで、日常生活に著しい制限を加えることが必要である人</li> </ul>

◎加入資格  
 ①県下に住んでいて市町村住民基本台帳に登録されている人  
 ②外国人登録原票に登録されている人  
 ③県外居住者で三重県内の事業所に勤務または学校に通学している人  
 ○加入手続  
 印鑑と掛金を持参、町総務課で手続きをしてください。  
 ○なお故意、無免許、飲酒運転などの反社会的な事故を起した加入者は見舞金が支給されません。



○見舞金	幼、小、中学生	三〇〇円
一等級(死亡)	生活保護者 (二年、三年掛けの割引き)	一八〇円
二等級(手関節またはショーバー関節以上を欠く傷害)		
三等級(六ヶ月以上の傷害)		
四等級(一ヶ月)	五十万円	
五等級(十日)	五万円	
六等級(二万円)	二万円	
七等級(五千円)	五千円	
八等級(三千万円)	十万円	

## 赤ちゃんの離乳食

三ヶ月ごろから果汁を

取扱いは衛生的に

赤ちゃんの離乳食  
のつくり方を中心と  
した栄養講習会が五  
月二十二日母子健康  
センターで行なわれ  
ましたが、当日おこ  
し願えなかつたお母  
さんの方のために、あ  
らましをひろつてみました。

### 離乳期

赤ちゃんは、生後五ヶ月  
になるとお乳だけで栄養が  
不足がちになり、十分な発育  
ができないなります。

元来、赤ちゃんの離乳は生  
歯をもつて離乳期と考えられ  
てきましたが、離乳というの  
は時期を限つて行なうのでは  
なく離乳早期（三ヶ月～四ヶ月）

から徐々に果汁や野菜スープ  
などから始め、五ヶ月ごろ卵  
黄やおかゆ、八ヶ月～十月ごろ  
にはほぼ離乳を完了して行く  
いわゆるいつとはなしに切替  
えて行くという方法が望まし  
いとされています。

### 離乳のすすめ方

- 1、三ヶ月～四ヶ月から果汁、野菜スープ、おもゆを与える
- 2、お乳の時間は四時間おきにする。
- 3、離乳期に入つたら一ヶ月一回お乳の前に離乳食を与える。
- 4、赤ちゃんの気嫌や便に注意しながら進める。
- 5、離乳食は衛生的に取扱う



### 自衛官募集



### 自衛官募集

◎陸・海・空自衛官を募

写真は栄養指導車による離乳食の講習会（母子健康センターで）

集しています。

18才以上25才未満の男子  
の方、若いあなたの力を自  
衛隊で伸ばしません。

◎来春高校卒業予定者の志  
願受付もいたしております。

くわしくは町総務課へ

品にかえ、該当児童に伝達することにしていました。

ありがとうございました。

腐りやすく細菌の繁殖が活  
発になりますから、新しい  
ものを与えるよう細心の注  
意が必要です。

### 離乳食

1、粥（かゆ）  
2、かゆを炊くときは、かき回  
（卵黄がゆ）卵黄のつぶした  
3、野菜がゆ  
4、パンがゆ  
5、マッシュ箱大のパンひ

1、野菜スープ（三ヶ月から  
六ヶ月まで）季節の野菜をうすく小さく  
切る。大豆、こんぶ、しいたけなどを加えて約三十分钟水に  
浸したあと、強火にかけて煮たて、約五分弱火で煮る。このあと、スープだけ取り塩、  
しょう油、味の素で味付けする。（この場合味付は大人が  
食べて水っぽい程度の味にするには約五〇㌘の野菜が適當です。）

内城田中一年 清水紀美

一年 清水紀美

### 広報紙とじ込み

### 表紙を配付

広報わたらいも、おかげを

もちまして百号発刊を迎えま

したが、これを記念して、近

く「つづり込み表紙」を各世

帯にお届けすることにしました。

今後とも、みなさまと町政

を結ぶパイプ役を果したいと

思いますが、町政に対しても

希望、その他随筆や詩、短

歌など、なんでもけつこうで

すから、どしどしお寄せいた

だきたいと思います。

方法は、書面でも電話でも

けつこうです。掲載の分には

粗品を差上げます。

（係）

貸付利率 年五分五厘

返済期間 耐火構造三十年以内 簡易耐火

構造二十五年以内その他の構造十八年以内

元金均等割賦償還で毎月払い